

# 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 (令和3年度)

令和3年11月

総務省行政評価局

# 令和3年度 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について

## 今年度の点検結果

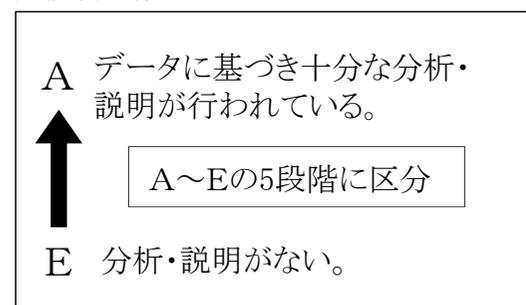
- 各行政機関は、税制改正要望に際し、租税特別措置等の必要性や有効性等について、事前評価を実施することが義務付けられており、総務省(行政評価局)は、各行政機関が行う政策評価が厳格に実施されるよう、点検を実施 ※ 義務付け対象は、法人税(国税)、法人住民税・法人事業税(地方税) <政策評価法及び同法施行令で規定>
- 今年度は、令和4年度税制改正要望に際し実施された政策評価のうち、事前評価を義務付けられた30件の内容を点検し、その結果を各行政機関及び税制当局に通知・公表 ⇒ 税制改正の検討に活用  
※ 30件の内訳は、内閣府12件、金融庁2件、文部科学省1件、厚生労働省3件、経済産業省9件、国土交通省2件、環境省1件

## 【点検結果】

- 措置により達成しようとする「目標」(達成目標)の設定や、「効果」などを中心に、分析・説明が不十分なものが、点検後においても一定数みられる状況  
 <分析・説明が不十分と考えられる事例(主なもの)> ⇒ 個別具体の例は3ページ以降参照
  - 達成目標が適切に設定されていないもの
  - 達成目標と措置のつながりの説明が不十分なもの
  - 達成目標の実現に当該措置がどのように寄与するかについての説明・分析が不十分なもの
 ※ 点検過程において、各行政機関に「補足説明」を求めたことにより、各点検項目は、一定程度の改善が図られた。
- 点検後もなお分析・説明が不十分なものについては、今後の税制改正作業において、更なる検証が求められることとなる。

参考 令和3年度 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(点検項目別) ※ 表中( )は補足説明前の評価書の数

| 項目<br>段階 | (1)達成<br>目標 | (2)過去<br>の適用数 | (3)将来<br>の適用数 | (4)過去<br>の減収額 | (5)将来<br>の減収額 | (6)過去<br>の効果 | (7)将来<br>の効果 | (8)他の政<br>策手段 |
|----------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| A        | 15 (4)      | 18 (8)        | 19 (12)       | 12 (2)        | 12 (5)        | 4 (0)        | 2 (0)        | 23 (17)       |
| B        | 1 (5)       | — —           | — —           | — —           | — —           | 5 (0)        | 0 (0)        | 7 (6)         |
| C        | 4 (8)       | 9 (18)        | 2 (8)         | 15 (24)       | 11 (16)       | 13 (16)      | 7 (5)        | — —           |
| D        | 5 (4)       | 0 (0)         | 2 (1)         | 0 (0)         | 1 (0)         | 1 (0)        | 9 (3)        | — —           |
| E        | 5 (9)       | 0 (1)         | 7 (9)         | 0 (1)         | 6 (9)         | 4 (11)       | 12 (22)      | 0 (7)         |



# 令和3年度 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について

## 点検のポイント

租税特別措置等に係る政策評価では、当該措置の必要性や効果が客観的に示されることが重要  
⇒ 特に以下の各項目について、評価書で十分な分析・説明等が行われているかを点検

○「達成目標」: 当該措置を実施することで達成しようとする目標

⇒ 達成目標が適切に設定されていない場合、当該措置が政策目的の実現にどのように役に立つのか(措置の必要性)が分からない。

○「過去及び将来の適用数」: 当該措置が実際に適用された件数及び将来の見通し

「過去及び将来の減収額」: 当該措置が適用されたことにより減少した税収額及び将来の見通し

⇒ 適用数や減収額が適切に把握又は予測されていない場合、当該措置に税収の減少を上回る効果があるのか分析できない。

○「過去及び将来の効果」: 当該措置が目標達成にどれだけの効果があるか

⇒ 措置の直接的な効果が適切に把握又は予測されていない場合、当該措置が政策目的の実現に有効な手段なのか分からない。

○「他の政策手段」: 政策目的を実現するために、他の政策手段ではなく当該措置によるべき理由

⇒ 他の政策手段との比較等について適切に説明されていない場合、租税特別措置が最適な手段であるか分からない。

※ 点検の際には、達成目標の実現に、当該措置がどの程度寄与しているのか(効果)について、十分な分析・説明がなされているか等、政府全体で取り組んでいるEBPM(エビデンスに基づく政策立案)の考え方を踏まえた観点を重視

※ 今年度は、延長要望が見込まれる措置に関し、前回の評価を踏まえて、一層の分析・説明が必要と考えられる点について事前に各行政機関に通知等を行い、検討を促す取組を強化

(注) 点検は、各行政機関が実施した評価について行うものであり、租税特別措置等の要否そのものは判断していない。

# I 達成目標が適切に設定されていないもの

## ● 実現すべき達成目標が適切に設定されていない結果、当該措置が政策目的の実現にどのように役に立つのか（措置の必要性）が明確でないもの

### 《内閣04》 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長 (法人税、法人住民税、法人事業税)

《措置の内容》 総合特別区域法の指定法人が、国際戦略総合特別区域内において、特定機械装置等の取得等をした場合には、次の区分に応じた①特別償却又は②税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができる。

- (1) 平成31年4月1日以後に法人の指定を受けた場合: 取得価額の34% (建物等は17%) の特別償却又は10% (建物等は5%) の税額控除
- (2) 平成31年3月31日以前に法人の指定を受けた場合: 取得価額の40% (建物等は20%) の特別償却又は12% (建物等は6%) の税額控除

評価書上、将来の目標値が明示されていない。  
※各特区における数値目標及び達成すべき時期は、別途検討されているものの、評価書においては令和4年度以降の目標が記載されていない。

#### 達成目標

##### 《租税特別措置等により達成しようとする目標》

総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

より具体的には、各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。

また、我が国の宇宙開発利用を支える産業基盤を持続的に維持・発展させ、国際競争力を強化していくため、国内外への需要に応えるとともに新たな市場を創造していく後押しをすることが肝要である。

##### 【各特区において達成すべき水準(目標値)】

全7特区において、合計35種類の数値目標を掲げている。

各特区における代表的な数値目標及び達成すべき時期は次のとおりである。

(以下、各特区の代表的な数値目標及び達成すべき時期について、令和3年度末までの目標等を記載)

## Ⅱ 達成目標と措置のつながりの説明が不十分なもの

- **実現すべき達成目標が適切に設定されていない結果、達成目標に対する措置の効果を把握することができず、当該措置が政策目的の実現にどのように役に立つのか（措置の必要性）が明確でないもの**

### 《内閣02》 国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長（法人税、法人住民税、法人事業税）

《措置の内容》 国家戦略特別区域法の一定の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた法人が、国家戦略特別区域内において、特定機械装置等の取得等をした場合には、一定の区分に応じた①特別償却又は②税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。

### 《内閣03》 国家戦略特区における所得控除制度の延長（法人税、法人住民税、法人事業税）

《措置の内容》 国家戦略特別区域法の指定法人は、設立後5年間、国家戦略特別区域において行われる特定事業に係る所得金額の20%の特別控除ができる。

#### 達成目標

評価書上、政策目的（産業の国際競争力強化や国際的な経済活動の拠点形成）実現のために投資を促進するという達成目標について、いつまでに、どれくらい実施するのか等、具体的な内容が設定されていない。

【評価書の記述（内閣02）】（注）

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

特別償却又は投資税額控除等特例措置の延長においては、国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することを目的とする。

#### 過去の効果の把握

評価書上、達成目標が具体的に設定されていないため、目標が実現したのかどうか、また、それに措置がどのように寄与したのかが明らかではない。措置が政策目的の実現に有効な手段であったことの分析・説明も不十分  
※評価書及び補足説明は、事業者の設備投資に本税制が利用された実績について説明するものであり、措置が投資の促進にどのように寄与したのかが明らかでない。

【評価書の記述（内閣02）】

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、平成29年度から令和2年度までは、適用9法人で、39,957百万円の設備投資の実績があり、令和3年度から令和5年度までは5法人で、2,470.51百万円の設備投資が見込まれている。これにより産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成がより推進されることとなる。

【補足説明の記述（内閣02）】

経済社会の各国家戦略特区において、各区域方針に定める目標を達成するため、政策課題を着実に推進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、活力の向上及び持続発展に寄与することを《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》としている。本税制措置の活用によって、平成29年度から令和2年度までは、適用9法人で、39,957百万円の設備投資の実績がある。

（注）内閣03についても同様の課題（以下同じ。）

## II 達成目標と措置のつながりの説明が不十分なもの(続き)

- **実現すべき達成目標が当該措置の適用期間に比して長期のものであったり、その目標も他の要因の影響を受けやすいものであるため、当該措置が政策目的の実現にどのように役に立つのか(措置の必要性)が明確でないもの**

### 《経産03》海外投資等損失準備金の延長(法人税、法人住民税、法人事業税)

《措置の内容》取得した特定法人の株式等(設立又は増資により取得するものに限る。)の価格低落による損失に備えるため、取得価額に一定の割合を乗じた金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。

#### 達成目標

##### 【評価書の記述】

- 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる。
- 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定)。

エネルギー基本計画から達成目標(措置を実施することで達成しようとする目標)を引用しているところ、この達成目標は長期、かつ他の要因の影響を受けやすいものであるため、達成目標の実現に、措置がどのように役立つのか、分析・説明が不十分

#### 過去の効果の把握

##### 【評価書の記述】

- 鉱物資源(ベースメタル)の自給率  
平成27年度:52.1% 平成28年度:51.3% 平成29年度:50.6% 平成30年度:50.2% 令和元年度:集計中  
…石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。

近年、達成目標に掲げている鉱物資源(ベースメタル)の自給率が低下しているなか、鉱物資源(ベースメタル)の自給率の引上げに、措置が有効な手段であったことの分析・説明が不十分  
※補足説明は、事業者の本税制が利用された実績を説明するものであり、措置の有効性についての分析・説明は引き続き不十分

##### 【補足説明の記述】

自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、金属鉱物の引取量は、一貫して5~6割程度を占めている。石油・天然ガスについては、平成29年度は58.4%、平成30年度は55.5%、令和元年度は55.5%、金属鉱物については、平成29年度は49.9%、平成30年度は64.2%(令和元年度は集計中)となっている。

### Ⅲ 達成目標の実現に当該措置がどのように寄与するかについての説明・分析が不十分なもの

#### ● 達成目標の実現にどのように寄与するかについての説明・分析が不十分であり、当該措置が政策目的の実現にどのように役に立つのか（措置の必要性）が明確でないもの

《環境01》特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長（法人税、法人住民税、法人事業税）

《措置の内容》 廃棄物処理施設の設置の許可を受けた法人が、特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、都道府県知事が通知する金額を(独)環境再生保全機構に維持管理積立金(特定災害防止準備金)として積み立てたときは、都道府県知事が通知する金額の60%を限度として、積立金の損金算入ができる。

#### 達成目標

【評価書の記述】

維持管理積立金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、最終処分業者の負担の軽減を図り、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせる。また、維持管理積立金の未積立の割合がどのように変化をしているかを年度ごとに比較する。達成すべき目標については、未積立の件数を0件及び未積立の割合を0%にする。

さらに、大規模災害や外国政府による使用済みプラスチック等の輸入規制により、国内の廃棄物の処理量の一定程度の増加が見込まれるにもかかわらず、最終処分場の設置件数は減少し続けている。こうした現状に対応すべく、本特例措置によって最終処分業者の財務上の負担の軽減を行うことで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保を行う。測定指標には一般廃棄物と産業廃棄物最終処分場の残余年数を用いる。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、特定の廃棄物最終処分場の設置者は、埋立処分の終了時における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年度、特定の廃棄物最終処分場ごとに、都道府県知事が通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てることが義務付けられている。

**維持管理積立金の積立ては法令で義務付けられているなかで、措置が、未積立をなくすという「目標」の実現に有効な手段であることの説明・分析が不十分  
※補足説明は、措置を実施することと、積立てが進むこととのつながりが引き続き明らかでない。**

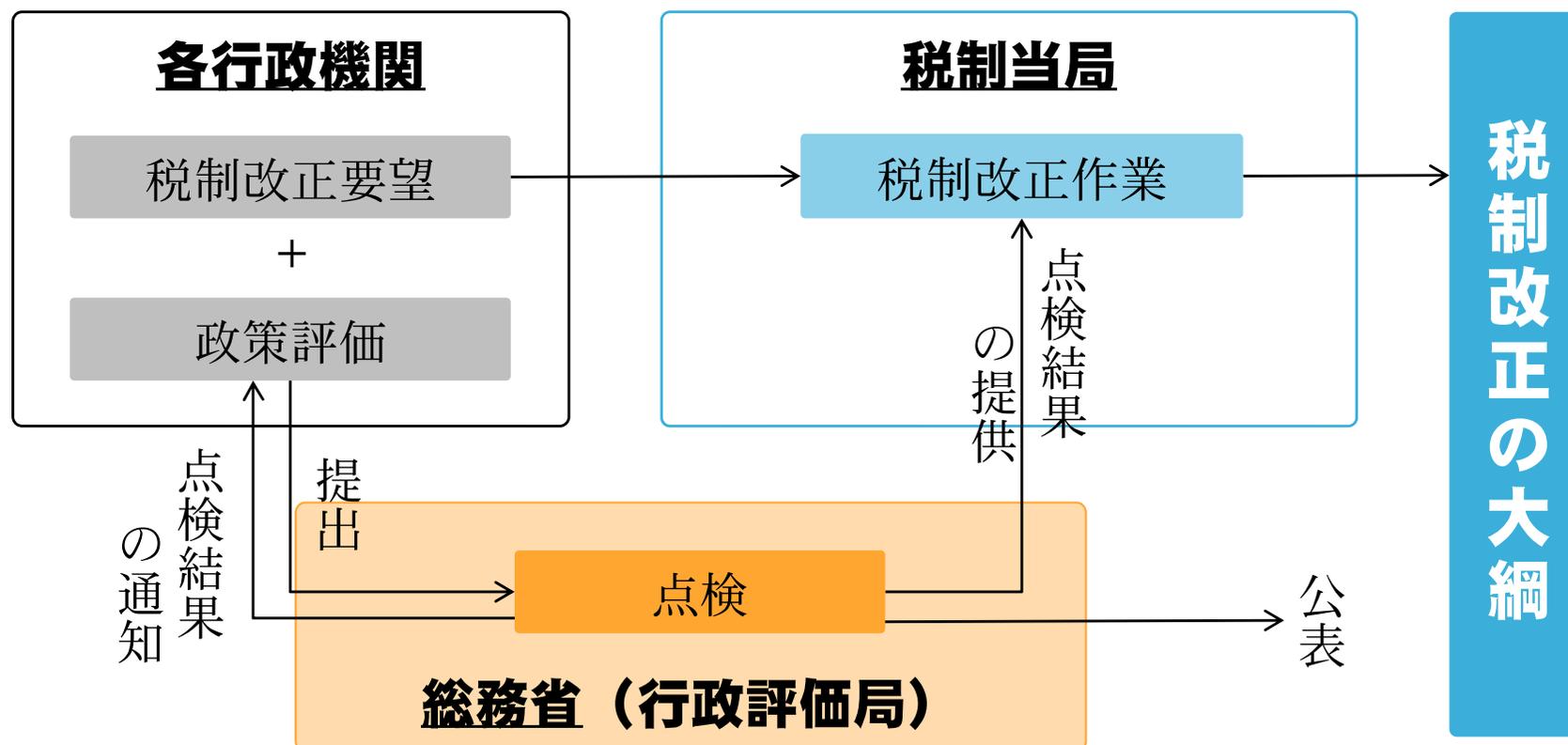
#### 将来の効果の予測

【補足説明の記述】

未積立の件数を0件及び未積立の割合を0%にすることで、維持管理積立金の全てが円滑な積立てが行われ、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。なお、令和2年度の未積立件数は9件(平成26年度は19件)、未積立割合は0.87%(平成23年度は1.78%)で着実に積立てが進んでいる。

## 【参考】租税特別措置等の評価と点検の流れ

租税特別措置等に係る政策評価は、政府による国民への説明責任を果たすとともに、政策の改善に資するために、平成22年度税制改正から導入されたもの



(参考) 租税特別措置等に係る政策評価の対象

[義務] 法人税(国税)、法人住民税・法人事業税(地方税)関係の措置

[努力義務] 上記以外の税目関係の措置

※ 評価は、税負担を軽減・繰延べする租税特別措置等が対象。税負担を加重するものは対象外

※ 総務省は、各行政機関に評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税、法人事業税関係の措置に係る事前評価を重点的に点検